



## ごみと資源ごみの分別ルール

種 別	概 要	運搬場所
ごみ	<b>可燃ごみ</b> ■資源ごみに分別できないもので、燃やすことができるごみ 生ごみ、紙コップ、汚れた・濡れた紙類、トレー、レシート、写真、ティッシュペーパー、ガムテープ、捺染紙、汚れたプラスチック製容器包装、座布団より小さい布類 等	ごみステーション 1
	<b>不燃ごみ</b> ■資源ごみに分別できないもので、燃やすことができないごみ きれいなプラスチック、ビニール、トレー、傘、スタイロフォーム、スチレンボード 等 <b>× 家電、コード類、10枚以上のCD/DVDは不可</b>	
	<b>粗大ごみ</b> ■資源ごみに分別できないもので、ごみ袋・ごみ箱に入らないごみ 木片、木材、什器(椅子、机)等(不定期回収→別途契約) <b>× TV・冷蔵庫・エアコン、PC、自転車、建鋼材・廃油等は不可</b>	ごみステーション 3
資源ごみ	<b>古紙類</b> ■付着物のない紙で名刺サイズ以上の古紙類 書籍、雑誌、新聞紙、カタログ、パンフレット、コピー用紙、封筒、カレンダー、ポスター、菓子類・ティッシュの空き箱 等 <b>→封筒やティッシュの空き箱のビニール部分は、取り除いて不燃ごみへ</b>	ごみステーション 2A
	<b>段ボール</b> ■断面の波型が階段状に見える包装、保管容器 粘着テープ、ステーブラの針を除去し、折り畳んでひもで縛る (日野市の場合)	ごみステーション 2B
	<b>シュレツダダスト</b> ■紙を裁断したペーパーシュレツダー 透明、または半透明の袋に入れ、中の破碎紙はあふれないようしっかり縛る	ごみステーション 2C
	<b>ガラス・ビン</b> ■ガラス、グラス、割れ物、陶磁器類、ビン類 刃物・割れ物は、袋や布で包み、「刃物」「割れ物」と表記する <b>→キャップ、コルク、金属製ふた(王冠)は不燃ごみへ</b>	ごみステーション 1
	<b>ペットボトル</b> ■  マークの食品、飲料品の入っていたプラスチック容器 飲み残し・異物混入、マークがついていても油のボトルは不可 <b>→キャップ、ラベルは不燃ごみへ</b>	
	<b>カン類</b> ■  マークの食品、飲料品の入っていたカン 飲み残し・異物混入、マークがついていても油のボトルは不可 <b>→塗料缶、スプレー缶、ガスボンベは「その他専用ごみ」へ</b>	
その他	<b>その他専用ごみ</b> ■乾電池(ボタン電池は除く) ■割れていない蛍光灯、電球 ■スプレー缶、ガスボンベ(ガス抜き、穴開け済み)	

※上一覧表に記載ないごみは、大学担当者へ確認すること。年度の途中で変更される可能性あり。